

# 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)をお渡しします。

8月1日からは、今回お渡しした減額認定証をお使いください。

減額認定証は入院したときの医療費や食事代等の自己負担額を軽減するために必要なものです。

保険証と一緒に医療機関に提示してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
交付年月日 平成23年 8月 1日			
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7		
被 保 険 者	住 所	広域市連合町1丁目	
	氏 名	後期 太郎	男
	生年月日	昭和 7年 7月 7日	
	発効期日	平成23年 8月 1日	
	有効期限	平成24年 7月31日	
適用区分	区分Ⅱ		
長期入院 該当年月日	平成23年 8月 1日	保 険 者 印	印
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	3 9 0 1 1 0 0 0		印
	北海道後期高齢者医療広域連合		

- ・「発効期日」及び「有効期限」をお確かめの上、ご使用ください。
- ・有効期限内であっても、所得や世帯の状況により適用区分が変わる場合があります。その場合は、お住まいの市区町村からお知らせいたします。
- ・期限の切れた減額認定証は、お手数ですが破棄してください。



## ◎「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」とは？

- ◆区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
- ◆区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方に適用されます。
  - ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合その受給額が80万円以下)
  - ・老齢福祉年金を受給されている方

## ◎医療機関でお支払いいただく自己負担の限度額は、次のとおりとなります。

### ◆月ごとの負担の限度額※1

区 分		自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一 般		12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1  
入院されている方で、月の途中で転院された方は、両方の病院で自己負担限度額まで負担していただき、後で高額療養費として超えた分が支給されます。

## ◎入院時の食事代などの標準負担額は、次のとおりとなります。

### ◆入院時の食事代及び居住費

区 分		一般病床	療養病床	
		食事代	食事代	居住費
一 般		1食につき260円	1食につき460円※2	1日につき320円
住民税非課税世帯	「区分Ⅱ」の証をお持ちの方	1食につき210円	1食につき210円	
	過去12ヶ月で90日を超える入院がある方【長期入院該当】	1食につき160円		
住民税非課税世帯	「区分Ⅰ」の証をお持ちの方	1食につき100円	1食につき130円	
	老齢福祉年金を受給している方		1食につき100円	0円

※2 一部の医療機関では、420円です。

## ◎長期入院された場合の手続き

減額認定証の適用区分が区分Ⅱで、長期入院該当年月日に日付が記入されていない方は過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、申請により【長期入院該当】となり、食事代が軽減される場合がありますので、領収書等の入院日数のわかる書類を持って、お住まいの市区町村の窓口へ相談してください。

## ◎お問い合わせは

### 北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

【電話】011-290-5601 【FAX】011-210-5022

【電子メール】webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp 【ホームページ】http://iryokouiki-hokkaido.jp/

または、お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口へ